

平成 29 年 3 月

## 文京区障害者差別解消支援地域協議会の会議運用について

### 1 会議の公開

文京区障害者差別解消支援地域協議会は、原則、非公開の会議とする。

### 2 会議記録の取扱い

- (1) 障害者差別解消支援地域協議会においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- (2) 会議記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。
- (3) 確認手続を経た会議記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

### 3 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

### 4 その他

以上に掲げるもののほか、運営等に関し必要な事項は、文京区障害者差別解消支援地域協議会において、別に定める。